

所得税・復興特別所得税の確定申告

とき 2月13日(木)～3月17日(土)
日曜日を除く 9時～17時(受付
は16時まで)

※2月23日(日)、3月2日(日)は臨時で開設します。

ところ 刈谷税務署 (刈谷合同庁舎)
問合せ 刈谷税務署 ☎(21) 6211

【ご注意ください】

確定申告期間は、会場が大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。還付の申告や相談は、2月13日(木)以前でもできますので、早めに申告してください。

確定申告書は2月上旬に税務署から送付されます。ただし、平成24年分の確定申告を次の方法で提出した人には、確定申告書は送付されません。

・電子申告（e-Tax）を利用した人

- ・国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用した人
- ・税務署の申告会場においてパソコンを利用して提出した人など

申告書作成はパソコンを利用します

刈谷税務署申告会場では、パソコンを利用した確定申告書の作成指導などを行っています。

一部の確定申告は市役所や市内申告会場でも受付します

市では1月30日(木)から公民館などで申告相談を始めます。日程については、11ページの市・県民税の申告相談日程をご覧ください。

相談できる申告内容は、給与および

び年金所得のみの確定申告書Aです
営業、農業、不動産、利子、土地や
株式などの譲渡、住宅ローン控除を
含む所得税・復興特別所得税の確定
申告、更正の請求や分離・損失申告
は、市役所および市内申告会場では
受付けません。刈谷税務署で申告
相談・受付してください。

※郵送での提出や税務課窓口に設置している投かん箱への提出は可能です。

申告書が届かない人や新たに申告する人は、刈谷税務署にお問い合わせください。

確定申告が必要な人

①事業所得（営業・農業など）や不動産所得などがある人

各種所得の合計額が、所得控除額（社会保険料控除や扶養控除など）より多い人

②給与所得がある人

ほとんどの給与所得者は年末調整により所得税が精算されますので、申告する必要はありません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申告をしなければなりません。

- ・平成25年中の給与収入金額が2千万円を超える人
- ・給与が1か所のみで、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・給与が2か所以上で、年末調整を受けていない給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ・給与から所得税が天引きされてなく、計算の結果所得税が出る人

③年金収入がある人

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下になる人以外で確定申告すると所得税が出る人

【確定申告すれば所得税が戻る人】

給与所得者や年金受給者などで、医療費控除や住宅ローン控除などを受けることができ、天引きされた税金が納めすぎになっている人などは還付申告ができます。

【確定申告が不要になりました】

平成23年税制改正により、公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、確定申告が不要になりました。ただし、所得控除など（社会保険料控除や扶養控除など）を受ける人は市・県民税の申告が必要です（8ページ参照）。

平成26年1月から記帳、帳簿などの保存制度の対象者が拡大されました

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての人は、記帳と帳簿書類の保存が必要になりました。この保存制度は、所得の合計額にかかわらず、また、所得税の申告が必要ない人も対象になりますのでご注意ください。

住宅ローン控除を受ける人へ

家屋の新築・購入または増改築などをして平成25年中に入居し、一定の要件を満たす人は住宅ローン控除を受けることができます。持ち物などは刈谷税務署で確認してください。

ところ 刈谷税務署

税理士による無料相談

とき 2月17日（月）～28日（金）（土・日曜日を除く） 9時30分～12時、13時～16時（電子申告も可能）

ところ 市役所2階会議室2

【お願い】

不動産所得や営業、農業などの事業所得を申告する人は、決算書または収支内訳書を必ず作成しておいてください。

【ご注意ください】

次に該当する人は、市役所での税理士による無料相談はできませんので、刈谷税務署へご相談ください。

対象にならない人

- ・株式、配当、土地、建物などの分離譲渡所得がある人
- ・消費税課税事業者

振替納付日

・平成25年分所得税および復興特別所得税（第3期分）

とき 4月22日（火）

・平成25年分消費税

とき 4月24日（木）

扶養控除が変わっていますので
ご注意ください

平成23年分（平成24年度）から扶養控除の区分が変わりました。

扶養親族のうち、16歳未満（平成10年1月2日以降生まれ）の人に対する扶養控除（所得税38万円、市・県民税33万円）が廃止されました。また、扶養控除のうち、16～18歳（平成7年1月2日～10年1月1日生まれ）の人に対する特定扶養控除の上乗せ分（所得税25万円、市・県民税12万円）が廃止されました。

扶養控除の区分

控 除 対 象	区分	所得税	市・県民税
昭和19年1月1日以前生まれの人	老人扶養	48万円	38万円
昭和19年1月2日～平成3年1月1日生まれの人	一般扶養	38万円	33万円
平成3年1月2日～7年1月1日生まれの人	特定扶養	63万円	45万円
平成7年1月2日～10年1月1日生まれの人	一般扶養	38万円	33万円
平成10年1月2日以降生まれの人	廃止		

市・県民税の申告

とき 1月30日(木)～3月17日(月)

ところ 市内申告各会場 (11ページ参照)

問合せ 税務課市民税係

申告は、ご自身で所得や控除を計算して申告書に記入する「自書申告」です。職員による代書は行いません。

市・県民税の申告が必要な人

平成26年1月1日現在に市内在住で、次に該当する人は申告が必要です。ただし、所得税の申告をする人や前年中の所得が1か所からの給与のみで年末調整が済んでいる人は、申告の必要はありません。

①給与所得がある人

・給与収入以外の所得が20万円以下の人または、給与を2か所以上の会社から受け、年末調整を受けない給与の収入の合計金額が20万円以下の人

※20万円を超える場合は、所得税の確定申告をしてください。

・パート、アルバイトの収入があり、税金上の扶養に入っていない人
・平成25年中に退職し、給与収入が30万円以下の人
・確定申告は不要だが、医療費控除などの各種控除を受ける人

確定申告が不要な年金受給者へ

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な人も、①～③に該当する人は市・県民税の申告が必要です。

②公的年金、恩給を受けた人で、所得控除など(社会保険料控除、扶養控除など)を受ける人
③営業、農業、不動産、利子、配当、雑、一時、譲渡の所得があり、確定申告を要しない人
④昨年中に収入が全くないが、家族の税金上の扶養に入っていない人

※①～④以外でも国民健康保険・後期高齢者医療保険、証明書の発行などの関係で申告が必要になる場合があります。

市・県民税の申告での注意点

①国民年金保険料の支払額は、控除証明書または領収書の添付が必要です。わからない場合は刈谷年金事務所(☎212110)へお問い合わせください。

②年金から天引きされる介護保険料や国民健康保険税などは、年金受給者本人以外の社会保険料として控除することはできません。

③市・県民税の申告は、国民健康保険の税額計算、さまざまな申請に必要な証明書の発行などに必要です。で、無収入でも申告をしてください。④会場は大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください。

市・県民税の申告に必要な持ち物

①申告書(事前に郵送された人のみ)
②印鑑
③源泉徴収票など収入金額がわかるもの

④国民健康保険税や介護保険料の払込証明書または領収書、国民年金保険料の控除証明書または領収書
⑤生命保険料や地震保険料の控除証明書

⑥障害者控除を受ける人は、障害者手帳、福祉事務所長などが認めた「障害者控除対象者認定書」

※対象者については、高齢介護課で発行します。
⑦そのほか申告に必要なもの

医療費控除の

申告について



医療費控除の申告をする場合、健康保険などの高額療養費の助成を受けてから申告し、計算明細書を必ず事前に作成してからお越しください。明細書は、医療を受けた人・医療機関ごとに合計してください。詳しい作成方法は、10ページをご覧ください。

※明細書を作成していない場合は、申告会場の医療費計算コーナーでご自身で作成していただきます。

申告書もパソコンで！

インターネット

e-Taxをご利用ください

自宅で申告書を作成

電子申告も便利です

e-Taxで確定申告書を

提出してみませんか

電子証明書を

取得しませんか

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも確定申告書や収支内訳書などが作成できます。

さらに、電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すると、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などを紙に打ち出せずに、データ送信で申告できます。

電子申告の利用には所定の手続きや機器が必要になります。詳しくは刈谷税務署にお尋ねください。

【国税庁ホームページ】

<http://www.nta.go.jp>

【e-Taxホームページ】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>



とき 2月20日(木)～28日(金)（土・日曜日を除く） 9時30分～12時、13時～16時
※1人1時間程度です。

ところ 市役所2階会議室2

対象 事前に予約した人

定員 各5人

持ち物 住民基本台帳カード、そのほか6ページ記載の確定申告に必要なもの

申込み 税務課市民税係

【受付できない人】

事業所得、不動産所得、分離譲渡所得（株式、配当、土地、建物など）がある人、住宅ローン控除を初めて受ける人は受付できません。

【お願い】

医療費控除を申告する人は、治療を受けた人、医療機関ごとにまとめた計算明細書（10ページ参照）をあらかじめ作成しておいてください。

電子証明書があれば、行政機関への手続きが簡単な電子申請・届出ができます。また、e-Taxによる所得税の確定申告にも利用できます。

電子証明書は、市民課で交付される住民基本台帳カード（住基カード）のICチップ内に格納されます。

取得には、住基カードおよび電子証明書交付申請書の記入と、運転免許証など本人であることが確認できる書類の提示が必要です。

問合せ 市民課市民係

※e-Taxによる所得税の確定申告については、刈谷税務署にお問い合わせください。

【発行手数料】

住基カード 500円

電子証明書 500円

【電子申請・届出するのに必要な物】

インターネットに接続できるパソコン、ICカードリーダーライタ、住基カード

Q 申告をしないとどうなりますか。

A 申告をしない場合、延滞金が発生したり、一度に納める税額が増えたりすることもあります。

また、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険・各種手当・保育料などは、申告した所得などを基に計算しているため、無収入であっても申告をしないと、国民健康保険では軽減・減免制度が受けられない場合があります。

このほかにも、申告をしないことで、保険料や保育料が正しく計算されなかったり、各種手当が制限されたりしますので、忘れずに申告をしてください。

市・県民税の申告は、用紙をお持ちでなくても税務課窓口ですることができます。（ただし、市・県民税の申告相談日程の表にある市内申告会場開設日および市役所申告会場開設日は税務課窓口では申告できませんので、それぞれの申告会場で申告してください。）

「申告を忘れていたかな」と思われる場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。



医療費控除について

平成25年中に支払った医療費が10万円（所得の合計額が200万円までの人はその5％）以上ある場合は、最高200万円まで医療費控除が受けられます。医療費の明細書を順番に記載すれば簡単に医療費控除の計算ができます。

ご注意ください

医療費控除は、医療費の領収書のみでは受けることはできません。医療費の明細書を作成し、給与・年金の源泉徴収票など6ページ記載の確定申告に必要な持ち物を持参してください。

医療費控除の計算式

（平成25年中に支払った医療費－補てん金）－（10万円※）＝ 医療費控除額（最高200万円）
※所得の合計額が200万円までの人はその5％です。

医療費の明細書の書き方

（例）碧南太郎さんが自分と妻の医療費を支払った場合

※医療費の明細書は税務課にあります。また、自分でパソコンなどで作成したものでも結構です。自分で作成した場合は、明細を同封し、「医療費明細在中」と封筒に記載してください。

①医療を受けた人ごとに記載します。太郎さんがほかにも病院や薬局への支払いがある場合は続けて記載します。

②自分以外の医療費でも生計が同じ家族の分を支払った場合は、医療費控除の対象になります。太郎さんの記載後に続けて妻の分を記入します。

平成 25 年分 医療費の明細書

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住 所 碧南市松本町 28 番地

氏 名 碧南 太郎

医療を受けた人	続柄	病院・薬局などの所在地・名称	控除の対象となる医療費の内訳 診療内容・医療品名など	支払った医療費	左のうち保険金などで 補てんされる金額
碧南 太郎	本人	碧南市民病院	入院	50,000 円	50,000 円
		碧南薬局	風邪薬	980	
碧南 花子	妻	碧南市民病院	通院	100,000	
—— 中略 ——					
合 計				A 189,280	B 50,000

※ 上の明細については、適宜の用紙に記載の上、同封して提出していただいても差し支えありません。

－ 医療費控除 Q & A －

Q 初めて医療費控除の申告をします。注意することはありますか。

A 自宅で医療費の明細書を作成してから会場へ来てください。また、領収書も同封してお持ちください。作成していない場合は、申告を受けられませんので、ご了承ください。

Q どのようなものが控除の対象になりますか。

A 医師から治療のために処方される薬品代や診療代です。また、治療のために個人的に薬局で購入した薬も対象となります。ただし、インフルエンザの予防接種や眼科のコンタクトレンズ代、ビタミン剤などは対象になりません。

市・県民税の申告相談日程

(確定申告書用紙が届いていなくても申告できます)

受付時間 9時～12時、13時～16時

- 市内申告会場でも、給与および年金所得のみの確定申告書Aの受付けをします。ただし、確定申告で住宅ローン控除の適用を受ける人は受付けできませんので、刈谷税務署で申告してください。
- 営業、農業などの事業所得、不動産所得、株式や土地の譲渡所得、分離の配当所得などの確定申告書Bは受付けできませんので、刈谷税務署で申告してください。
- 指定日時に都合が悪い人は、指定地区以外の会場・時間でも申告相談できます。
- 申告相談会場は大変混雑します。時間の都合で受付けできない場合があります。
- 税理士による無料相談は株式、配当、土地、建物などの分離譲渡所得がある人は受付けできません。
- この期間中、税務課窓口での申告相談はできません。

と き	と こ ろ	受付時間・対象地区		※
		9時～12時	13時～16時	
1月30日(木)	農業者コミュニティセンター	半崎町、油湊町、荒居町、大久手町、大坪町、奥沢町	湖西町、坂口町、井口町、長田町、屋敷町、用久町、鳥追町、平山町、古川町	
1月31日(金)		三度山町、雁道町、北町、清水町、白沢町、白砂町、竹原町、桃山町	札木町、上町、神田町、立山町、洲先町、吹上町	
2月3日(月)	新川公民館	金山町、松江町	東山町、西山町	
4日(火)		久寿町、六軒町、田尻町	相生町、鶴見町、丸山町、山下町	
6日(木)	鷺塚公民館	鷺林町、新道町、荒子町、平和町	鷺塚町、野銭町、縄手町	
7日(金)		神有町、二本木町、照光町	笹山町、旭町、天神町	
12日(水)	南部市民プラザ	塩浜町、築山町、伊勢町、権現町	浜田町、入船町、川口町、潮見町、中江町	
13日(木)		前浜町、西浜町、雨池町、川端町、舟江町	錦町、権田町、岬町、港本町、宮町、若松町、江口町	
17日(月)	市役所2階 会議室4・5	池下町、鴻島町、大堤町	中山町、三角町	◎
18日(火)		伏見町、下洲町、三間町	日進町	◎
19日(水)		住吉町、堀方町	籠田町	◎
20日(木)		浜尾町、末広町	千福町	◎
21日(金)		福清水町、野田町	道場山町	◎
24日(月)		浅間町、栄町	宮後町、新川町	◎
25日(火)		地区指定に都合が悪い人		◎
26日(水)		大浜上町、善明町	天王町	◎
27日(木)		石橋町、中松町	羽根町、本郷町	◎
28日(金)		作塚町、春日町	栗山町、向陽町	◎
3月3日(月)		緑町、汐田町	幸町	
4日(火)		霞浦町、山神町	尾城町、踏分町	
5日(水)		地区指定に都合が悪い人		
6日(木)		東浦町	平七町	
7日(金)		植出町、流作町、三宅町	中後町、矢縄町	
10日(月)		城山町	浜寺町、音羽町	
11日(火)		中町、松本町	志貴町	
12日(水)		源氏町、志貴崎町	若宮町	
13日(木)		源氏神明町、棚尾本町	弥生町、沢渡町	
14日(金)		地区指定に都合が悪い人		
17日(月)				

※◎は税理士による無料相談開設日です。

確定申告をされる外国人の皆さんへ

PARA OS ESTRANGEIROS
QUE IRÃO FAZER DECLARAÇÃO DE IMPOSTO DE RENDA
(KAKUTEI SHINKOKU)

A Secretaria da Receita Nacional está colocando o método de declaração no site para os estrangeiros fazerem a declaração de Imposto de Renda. Preencha e prossiga conforme mostra o site.

税務署では、確定申告される外国人のために、申告方法などをホームページに掲載していますので、確定申告の参考にしてください。

Inglês, Português, Espanhol estão disponíveis. 英語、ポルトガル語、スペイン語があります。

(アドレス) (site) <http://www.nta.go.jp/nagoya/>
O site do Ministério da Receita Nacional está a disposição 24 hrs.

Para utilização do preenchimento do formulário da declaração.

申告書の作成には、24時間いつでも作成が可能な国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

(アドレス) (site) <http://www.nta.go.jp/>

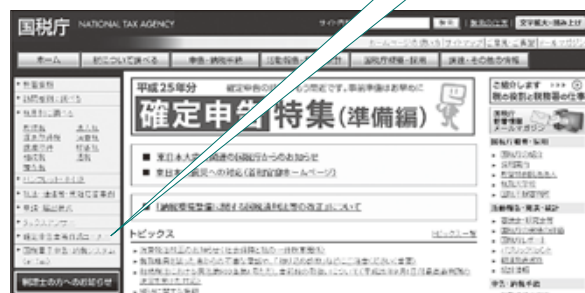
TELA DO SITE

CLIQUE AQUI !!

Foreigners (INCOME TAX)		
English	Português	Español

CLIQUE AQUI !!
確定申告書等作成コーナー
(SEGUNDA OPÇÃO
DE BAIXO PARA CIMA)

TELA DO SITE



高齢介護課からのお知らせ 申告のときはお忘れなく

要介護認定を
受けた人は申告で
障害者控除を
受けられる場合が
あります

障害者控除・特別障害者控除は、障害者手帳を持っている場合のほか、要介護認定を受けている65歳以上の人で、これらの人と同程度の障害があるものとして福祉事務所長が認めた人も対象になります。

税の控除を受けるためには、障害者控除対象者認定書を添付して申告をする必要があります。該当すると思われる人はご相談ください。

問合せ 高齢介護課高齢係

介護用のおむつ代が
医療費控除の対象に
なる場合があります

傷病によりおおむね6か月以上ねたきりで医師の治療を受けている場合、おむつを使う必要があると認められるときのおむつ代は、医療費控除の対象になります。この場合、医師が発行した「おむつ使用証明書」などが必要となります。

なお、おむつ代にかかる医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、「おむつ使用証明書」の代わりに市が発行する「おむつに関する主治医意見書記載事項確認書」で医療費控除が申請できる場合がありますのでご相談ください。おむつ使用証明書の用紙は高齢介護課にあります。

問合せ 高齢介護課介護係